

手配旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合には契約書面の一部となります

1 手配旅行契約

この旅行は、株式会社アイランズフレイバー(以下「当社」という。)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。

当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供をする運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 旅行の申し込み

当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。

団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているものとみなします。当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金又は全額を添えてお申し込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

通信契約の申込に際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。通信契約は、当社がお申込の受諾を電話及び郵便で通知する場合はその通知を発生した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到着した時に成立します。

通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。お客様がクレジットカードによるお支払を希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4 お申し込み条件

お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときはご参加をお断りする場合があります

旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。

旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。

その他当社の業務上の都合がある時はお申し込みをお断りする場合があります。

5 旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。

団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

6 契約書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお送りします。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書、請求書をお送りします。

7 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続き料金を申し受けます。

8 旅行契約の解除

お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

お客様の責に帰すべき事由による解除

- 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払がない場合には、予約を取り消させていただきます。
- お客様がクレジットカードによるお支払を希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。

1、2の場合、下記の費用はおお客様の負担とさせていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金、

当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9 旅行代金

当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。当社は、旅行終了後速やかにお支払旅行代金の精算をします。

10 国内宿泊施設の取消料金

旅館・ホテルの取消料金は各施設ごとの宿泊約款によります。一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。

払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

11 海外航空券の変更・取消手続料金

発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。繁忙期の航空券は、お客様にご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合のその後の変更取消は、変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

12 当社の責任

1. 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

3. 当社は手荷物について生じた第1項の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。

13 お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

14 お客様が出発までに実施する事項

旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、渡航先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明書ををお持ちください。これら渡航手続等の代行は当社では行っていません。

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/index.html> でご確認ください。

海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。その場合、ご検討中・お申し込み後よりご出発前まで、外務省「外務省海外安全ホームページ」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>」のご案内を致し確認をお願いしています。

旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や、緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」へのご登録をお勧めします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

15 個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び住所、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

16 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行)に定めるところによります

総合旅行業務取扱管理者 佐藤 光

(総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。)

旅行業務取扱料金(海外旅行)

手配料金

(ア)運送と宿泊機関との複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内
(イ)運送機関の予約・手配	1件につき3,000円
(ウ)宿泊機関の予約・手配	1件につき費用の20%以内(下限:3,000円)

変更手続料金

上記(ア)の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
上記(イ)の場合	1件につき2,000円
上記(ウ)の場合	1件につき費用の20%以内(下限:3,000円)

取消手続料金

上記(ア)の場合	取消に係る旅行代金の20%以内
上記(イ)の場合	1件につき3,000円
上記(ウ)の場合	1件につき費用の20%以内(下限:3,000円)

連絡通信費

お客様の依頼により緊急に現地手配等の通信を行った場合 1件につき3,000円(電話料・電報料は別)

- 注1) 上記料金には電話料、通信費、送料等実績は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 注2) お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関・宿泊機関の定める取消料のほか、上記変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。
- 注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 注4) 「運送機関等を手配する」とは、航空券・フェリー等の手配をすることをいいます。
- 注5) 上記料金には消費税が含まれていません。

旅行業務取扱料金(国内旅行)

手配料金

(ア)運送と宿泊機関との複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内
(イ)宿泊券のみの場合	宿泊券面額の20%以内(下限:3,000円)
(ウ)運送機関のみの場合	1件につき費用の20%以内(下限:3,000円)

変更手続料金

上記(ア)の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
上記(イ)の場合	1件につき費用の20%以内
上記(ウ)の場合	1件につき費用の20%以内

取消手続料金

上記(ア)の場合	取消に係る旅行代金の20%以内
上記(イ)の場合	1件につき費用の20%以内
上記(ウ)の場合	1件につき費用の20%以内

連絡通信費

お客様の依頼により緊急に現地手配等の通信を行った場合 1件につき500円(電話料・電報料は別)

- 注1) 上記料金には電話料、通信費、送料等実績は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 注2) お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関・宿泊機関の定める取消料のほか、上記変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。
- 注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 注4) 「運送機関等を手配する」とは、航空券・フェリー等の手配をすることをいいます。
- 注5) 上記料金には消費税が含まれていません。